

# 安全会制度 説明資料

一般社団法人 沖縄県 P T A 連合会  
安全委員会

# 安全会制度とは

沖縄県PTA連合会が実施している共済事業です。  
(沖縄県PTA連合会 定款 第2章第4条1項6号)

平成3年6月より開始し、平成25年4月より沖縄県教育委員会の認可を受け、「PTA・青少年教育団体共済法」に基づいて、事業を行っています。

PTA活動中に、予測できず、未然に防ぐことのできない災害に対して、会員が相互共済し、安心して活動できる体制を作っていくことを目的としています。

# 共済掛金等について①

年額 150円

- P会員：1世帯当たり
- T会員：1人当たり
- 幼稚園：1世帯当たり  
※学校長が園長を兼任している場合は、幼小で1世帯とします。
- こども園：1世帯当たり
- 準会員：1世帯当たり

# 共済掛金等について②

## 共済掛金等の内訳

年額 150円

- 142円・・・共済掛金  
→ P T A 活動中のケガ等の補償
- 8円・・・賠償責任保険料（保険会社へ委託）  
→ P T A 活動中の物損等の補償

# 補償期間について①

補償期間：4月1日～3月31日まで

◆ 共済契約申込締切：3月31日

◆ 共済掛金入金締切：6月30日

**注意！**

期限を過ぎた場合は、4月1日からの適用が出来ません。

# 補償期間について②

共済契約申込	共済掛金入金	例	共済開始日
3月31日までに申込	6月30日までに入金	申込日：2月25日 共済掛金入金日：5月25日	4月1日
4月1日以降に申込	6月30日までに入金	申込日：4月20日 共済掛金入金日：5月25日	4月21日 (※申込日の翌日～)
3月31日までに申込	7月1日以降に入金	申込日：2月25日 共済掛金入金日：8月25日	8月26日 (※入金日の翌日～)
4月1日以降に申込	7月1日以降に入金	申込日：4月20日 共済掛金入金日：8月25日	8月26日 (※入金日の翌日～)

# 対象者

- ▷ 園児・児童生徒
- ▷ 保護者・教職員・児童生徒の親族（祖父母等）
- ▷ 準会員  
（単位PTA会長が依頼、又は認めた保護者以外のボランティア等で、共済掛金を納入し、安全委員会で認めた方）

# 共済金給付額

共済金種別	共済金給付額
死亡共済金	400万円
入院共済金	入院1日につき（180日限度） 5,000円
通院共済金	通院1日につき（90日限度） 3,000円
固定具装着	・1日につき（取り外し可能なもの） 500円 ・1日につき（取り外し出来ないもの） 1,000円 ※ 固定具装着期間が入院・通院と重なる日数を除きます。
後遺障害	400万円（限度額）
眼鏡の破損	・新規購入代の半額（上限20,000円） ・修理代全額（上限20,000円）
※入院+通院+固定具装着の実日数合計180日を限度とします。	

# 対象となる活動内容①

## ○ 単位P T A主催

- ・ 総会、役員会、専門委員会等、並びに各種会合等の運営に関する業務。
- ・ P T Aが企画し、会長の承認を得て実施した、校内美化作業、スポーツ大会等

## ○ 学校行事及び学校支援

- ・ 授業参観、運動会、体育祭、学芸会、文化祭等  
※児童生徒は対象外となります。
- ・ P T Aによる、学校内外における総合的学習等及び、学校内での部活動への支援活動

# 対象となる活動内容②

- 市町村、地区PTA主催
  - ・ 総会、役員会、専門委員会等、並びに各種会合等の運営に関する業務。
  - ・ 研修会、スポーツ大会。
  - ・ P連を代表して参加する各種会議等
  
- 県P連関連
  - ・ 総会、役員会、専門委員会等、並びに各種会合等の運営に関する業務。
  - ・ 研修会（日P、九P等含む）
  - ・ 県P連を代表して参加する各種会合等
  
- その他
  - ・ 会長が認めた行事等  
（例：ハーリー大会、夏休みラジオ体操等）

# 対象外となるもの

次のような場合は、給付が受けられません

- △ P T A 関連行事と認められないもの
- △ 地震、風水害などの天災、人災
- △ 被災者の故意または重大な過失による事故  
(自殺行為・酒酔い・けんか・薬物使用などによる場合)
- △ 飛行機・船舶・鉄道・バス等の公共運送機関に  
搭乗中の事故災害
- △ 警察による事故処理が必要な案件
- △ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの  
「災害共済給付制度」の対象となる事故
- △ 国外における災害

# 災害発生から共済金給付まで①

## 災害が発生したら

- ◇ 単位PTA事務局にて、「災害報告書」を作成し、**災害発生後30日以内**に安全委員会へ提出してください。

→ **災害発生後30日以内**に提出するもの

- ・ 「災害報告書」（様式-4）
- ・ 行事等開催についての文書（※公印押印）
- ・ 年間行事計画書

※ 事故が発生した場合に、速やかに事故報告を行っていただけるよう、行事等案内文書へ記載する等、会員への周知をお願いいたします。

# 災害発生から共済金給付まで②

## 共済金の請求

傷病が治癒した時点、または事故発生日からその日を含めて180日を経過したときのいずれか早い時。

① 共済金請求に必要な書類を提出してください。

➡共済金請求の際に提出するもの

① 医療報告書①または②（様式-6または様式-7）  
※通院・入院の領収書（コピー）を添付

② 診断書（様式-8）  
原則として通院実日数が7日以上の場合に提出

③ 共済金支払請求書（様式-5）  
※PTA会長公印を押印

# 災害発生から共済金給付まで③

## 共済金の請求（書類について）

【医療報告書】・・・（被災者にて記入）

- ・ 通院実日数が6日以内の場合  
「医療報告書①」（様式-6） ※ 診断書不要  
※ ただし、通院が6日以内であっても、手術及び固定具を使用した場合は、「医療報告書②」と「診断書」を提出してください。
- ・ 通院実日数が7日以上の場合  
「医療報告書②」（様式-7） ※ 診断書添付

【診断書】・・・（通院した病院にて記入）

- ・ 「診断書」（様式-8） ※ 当会所定の様式を使用してください。
- ・ 原則として通院実日数が7日以上の場合に提出  
※ 1災害につき1通分の文書料をお支払いします。  
（診断書の領収書（原本）を添付してください）

# 災害発生から共済金給付まで④

## 審査委員会

(13名：医師2名・小中学校長会2名・県教育委員会2名・県P連役員にて構成)

提出された「災害報告書」、「医療報告書」、「診断書」等を確認し、共済金給付を決定します。

【年5回開催（5月・7月・9月・11月・2月）】

## 共済金給付

給付決定後、30日以内に安全委員会事務局より、決定通知書を送付、「共済金支払請求書」に記載のPTA名義の口座へ送金します。

共済金を受領次第、安全委員会宛に受領書を発行してください。

# 災害発生から共済金給付まで⑤

## 時効について

共済金請求権は、共済約款に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 事務手数料について

当会では、請求業務を担っていただいた事務担当者へ災害1件につき2,000円の手続手数料をお支払いしています。共済金と合わせて送金します。

## その他

- ◇ 当会の共済金は、病院に支払った治療費ではありません。
- ◇ 個人で契約している、傷害保険・生命保険等の賠償金の支払いを受けた場合でも、補償対象となります。

# 賠償保険について

P T A 活動の遂行に起因して生じた、偶然な事故により、他人の身体に損害を与え、または他人の財産を損壊したことにより、管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して補償します。

種別	賠償金額
対人賠償	1名につき 上限 5,000万円
	1事故につき 上限 2億円
対物賠償	1事故につき 上限 500万円
保管物に係わる賠償責任 対物賠償	1事故につき 上限 10万円
※ 食中毒は該当しません	
事故例	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ P T A 美化作業中に草刈り機で雑草を刈っている際に小石を跳ね上げ、信号待ちで停車していた車のガラスを割ってしまった。</li><li>・ P T A 美化作業のために借用した草刈り機を破損してしまった。 (保管物に係わる賠償責任：免責5,000円)</li></ul>	